

日本地球惑星科学連合
「ジャーナル出版を通じた国際情報発信の強化」
事業資金取扱規則

令和5年5月11日 理事会制定

(総 則)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下「当連合」という。）の、「ジャーナル出版を通じた国際情報発信の強化」（以下「資金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。日本から海外に向けた学術に関する国際情報発信の強化は、文部科学省をはじめ日本学術振興会においても推進すべき最重要項目となっている。

(目 的)

第2条

当連合の公益事業の一層の発展に資するため「ジャーナル出版を通じた国際情報発信の強化」を実行するための資金を設立する。その運用により得られた利益を含めて事業費に充てることを目的とする。具体的には、ジャーナル出版を通じた国際情報発信の強化事業に関係して、記念事業を含む特別シンポジウムおよび特別セミナー開催、特別号出版、招待論文投稿などの事業を行う。

(資金計画)

第3条 この資金は、当連合の剰余金を財源として、令和4年度に200万円、令和5年度に200万円、令和6年度に200万円、令和7年度に100万円、令和8年度に100万円、令和9年度に100万円、令和10年度に100万円、令和11年度に100万円、令和12年度に100万円を積立てる。この資金の積立限度額は、1200万円とする。

2 この資金は、令和6年度に200万円、令和7年度に100万円、令和8年度に100万円、令和9年度に100万円、令和10年度に100万円、令和11年度に200万円、令和12年度に100万円、令和13年度に100万円、令和14年度に100万円、令和15年度に100万円を取り崩し、第2条の目的に適う事業費に充てる。

(資金の運用方法)

第4条 この資金は特定費用準備資金とし、元本の安全性に配慮して、定期預金で運用する。

(資金の支出)

第5条 本資金は、当連合が主催または共催する以下の一項に該当する事業に対して支出

することができる。

1. ジャーナル出版を通じた国際情報発信の強化事業に関わる経費と特別シンポジウム開催に向けた準備と開催報告に関わる経費
2. ジャーナル出版を通じた国際情報発信の強化事業として実施される、特別セミナーの開催や特別号出版等に関わる経費
3. ジャーナル出版を通じた国際情報発信の強化する為の招待論文の投稿事業に関わる経費
4. ジャーナルの創刊 10 周年（令和 6 年度）、15 周年（令和 1 1 年度）の記念行事に関わる経費

（資金活用の発議）

第 6 条 第 5 条に関しては、当連合のジャーナル企画経営委員会からの発議と理事会の承認により、本資金を活用した事業を実施する。

（資金の維持・管理）

第 7 条 この資金は第 2 条の目的を達成するため、善良の管理者の注意をもって維持・管理をしなければならない。

- 2 この資金は他の資金と明確に区分して管理しなければならない。
- 3 この資金は第 2 条及び 5 条に規定する事業目的以外に使用することはできない。やむを得ず事業目的以外に使用する場合には、理事会にて過半数の出席のもとで、3 分の 2 以上の議決を必要とする。

（事業報告）

第 8 条 会長は事業内容を年度毎にとりまとめ、社員総会で報告する。

（規則の改廃）

第 9 条 本規則は、理事会の決議により改廃することができる。

附則

本規則は、令和 5 年 5 月 11 日から施行する。